**調査業務等委託契約書**

委託者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、

受託者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に対し、

委託者が１及び２記載の専用住宅（以下この建築物を「本件住宅」という。）の調査等（以下、「インスペクション」という。）をするために、３記載の業務を、４以下記載の内容で委託し、受託者はこれを受託した。

１．本件住宅の所在地（住居表示）

２．本件住宅の概要

（用途）

（構造）

（規模）

３．業務の種類、内容

（1）　資料の確認：受託者は、調査に必要な建築確認申請図書、設計図書等インスペクションの参考となる図書等の確認を行う。

（2）　インスペクション業務：受託者は、別途、建築士会が定める「建物現況調査チェックシート」に定める内容と方法により、原則として、委託者が立ち会いの上、調査業務を行う。

（3）　受託者は、上記の（1）及び（2）の業務完了後１ヶ月以内に「インスペクション（既存住宅現況調査）報告書」を作成し、委託者に提出する。

４．業務の実施日

　　　　　年　　　　月　　　　　日　から　　　　　　年　　　　月　　　　日まで

５．業務報酬額と支払の時期

（1）業務報酬

委託者から受託者に支払う業務の報酬には、業務を行うために必要な以下の費用を含めた金額とする。

1. 受託者の事務所以外への出張を必要とする場合は受託者の事務所から本件住宅の所在地までの往復時間についても、委託者は報酬を支払うものとする。電話、電子メール、ＦＡＸその他により相談する時間についても、委託者は報酬を支払うものとする。
2. 業務に２名以上の要員が必要な場合、事前に委託者の承諾を得た上で受託者は複数名での調査を行うことができ、この場合、委託者は当該業務の増員分の報酬も支払うものとする。
3. 本件住宅の所在地までの往復交通費、通信連絡費、写真等の印刷費等および専門調査（地質、水質、空気、騒音、超音波等）の必要な場合の費用、特別な測定機器の使用料等を含む。ただし、実費の額が調査等の１回あたり１０万円を超えるときは、受託者は、事前に委託者の承諾を得るものとする。

（2）支払の時期

「インスペクション（既存住宅現況調査）報告書」の提出後、１か月以内。

（3）業務の報酬額

調査業務（税別）　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

その他業務（税別）　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

合計（税別）　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　　　　　　　円

合計（税込）　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

６．説明・報告、書面の作成

（1）　受託者は委託者の求めがある場合、本契約書に定める業務に付き、業務の内容、進捗状況等を委託者に説明・報告しなければならない。

（2）　委託者及び受託者は、本契約書に定める業務を行うにあたり、協議等によって決定した事項については原則として本契約書の「１２．その他」に記載するか、別途、書面を作成する。

７．業務の追加、変更、中断、成果物のかし

（1）　委託者は、本契約書に定める業務の内容について必要と認めるときは、受託者に通知して当該内容の追加、変更又は業務自体の中断をすることができる。

（2）　受託者は前項の場合において、必要と認められる履行期間の変更、業務報酬額の変更及び損害を受けているときは当該損害の賠償を委託者に対して、その理由を明示のうえ請求することができる。

８．解除に関する事項

（1）　委託者又は受託者が、本契約書に定める事項に違反した場合、相手方が、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、相手方は、本契約による合意を解除することができる。

（2）　前項に定めるほか、委託者又は受託者が、以下の各号の一にあたるとき、相手方は書面をもって通知のうえ、本契約を解除することができる。

①　役員等（委託者又は受託者が個人である場合にはその者を、委託者又は受託者が法人である場合にはその役員又は営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

②　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。（ウ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（3）　委託者又は、受託者は本条における契約解除によって損害を受けている場合において、それぞれ相手方に帰責事由があると認められるときは、その損害の賠償を相手方に対して請求することができる。

９．再委託

（1）　受託者は、委託者に対し書面により説明し、委託者の承諾を得て、業務の一部を他の建築士事務所の開設者に委託することができる。

（2）　受託者は、前項により業務の一部について、他の建築士事務所の開設者に委託した場合、委託者に対し、当該する建築士事務所の開設者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。

１０．紛争の解決

委託者及び受託者は、本契約に関して紛争を生じたときは、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申し立てをすることができる。また、仲裁合意書がある場合には仲裁の申し立てを行うことができる。

１１．個人情報の管理

（1）　受託者は、本契約による業務を行ううえで知り得た委託者の全ての個人情報につき、漏洩等しないように適切に管理しなければならない。

（2）　受託者は、委託者の承諾なく、成果物、未完了の成果物並びに本契約による業務を行ううえで得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

１２．契約に定めのない事項

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者間で協議して定める。

１３．その他（特約事項等があればこの欄に記入する。）

契約成立の証として本書を２通作成し、委託者及び受託者が署名又は記名、押印のうえ各１通を保有する。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

（委託者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（受託者：建築士事務所の開設者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

□　一級

□　二級

□　木造　　建築士事務所

登録番号（　　　　　　　　　知事登録）第　　　　　　　　　　　　　号